廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和53年５月１日
規則第35号

改正　昭和55年４月１日規則第62号　昭和57年３月31日規則第31号
昭和60年９月30日規則第69号　平成４年７月４日規則第40号
平成６年３月31日規則第109号　平成７年３月31日規則第58号
平成８年３月29日規則第47号　平成９年３月31日規則第41号
平成10年６月16日規則第64号　平成10年11月27日規則第90号
平成11年３月30日規則第25号　平成12年３月31日規則第85号
平成12年９月29日規則第139号　平成13年３月27日規則第19号
平成16年３月12日規則第15号　平成16年10月26日規則第84号
平成17年３月29日規則第83号　平成17年10月28日規則第153号
平成19年２月16日規則第11号　平成20年３月31日規則第10号
平成20年７月25日規則第81号　平成23年３月31日規則第37号
平成24年６月12日規則第73号　平成28年２月５日規則第４号
平成31年１月18日規則第１号　令和元年６月25日規則第15号
令和３年１月19日規則第５号　令和３年９月24日規則第78号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

（事務の委任）

第１条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

（１）　法第９条第３項（法第９条の３第11項又は法第９条の３の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。

（２）　法第９条第４項（法第９条の３第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設が最終処分場である場合において、埋立処分の終了の届出を受理すること。

（３）　法第９条の３第４項ただし書（法第９条の３の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設に係る届出の内容が相当であると認める旨の通知を行うこと。

（４）　法第９条の７第２項の規定により、一般廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。

（５）　法第12条第９項の規定により、多量の産業廃棄物を生ずる事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受理すること。

（６）　法第12条第10項の規定により、前号の計画の実施状況の報告を受理すること。

（７）　法第12条の２第10項の規定により、多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受理すること。

（８）　法第12条の２第11項の規定により、前号の計画の実施状況の報告を受理すること。

（９）　法第12条の３第７項の規定により、産業廃棄物管理票に関する報告書を受理すること。

(10)　法第12条の６第１項の規定により、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

(11)　法第14条の２第３項において準用する法第７条の２第３項の規定により、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分（最終処分場における処分を除く。）の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出を受理すること。

(12)　法第14条の５第３項において準用する法第７条の２第３項の規定により、特別管理産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分（最終処分場における処分を除く。）の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出を受理すること。
(13)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第３項の規定により、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）が設置する最終処分場を除く。次号、第15号及び第25号において同じ。）の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出を受理すること。
(14)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第４項の規定により、産業廃棄物処理施設が最終処分場である場合において、埋立処分の終了の届出を受理すること。
(15)　法第15条の４において準用する法第９条の７第２項の規定により、産業廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。
(16)　法第17条の２第３項において準用する法第19条の３の規定により、有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
(17)　法第19条の３の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
(18)　法第19条の10第２項において準用する法第19条の５第１項の規定により、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に従つて産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
(19)　法第19条の12第１項の規定により、最終処分場の台帳を調製すること。
(20)　法第19条の12第３項の規定により、関係人に最終処分場の台帳を閲覧させること。
(21)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第５条の５（政令第７条の４において準用する場合を含む。）の規定により、熱回収施設の休廃止等の届出を受理すること。
(22)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第５条の５の11（省令第12条の11の11において準用する場合を含む。）の規定により、熱回収施設における熱回収に関する報告書を受理すること。
(23)　省令第８条の29の規定により、産業廃棄物管理票交付者が講ずべき措置に係る報告書を受理すること。
(24)　省令第８条の38の規定により、電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置に係る報告書を受理すること。
(25)　省令第12条の７の17第５項の規定により、産業廃棄物処理施設の種類若しくは当該施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は一般廃棄物の処理の事業の廃止に係る届出を受理すること。

一部改正〔昭和55年規則62号・60年69号・平成４年40号・６年109号・８年47号・９年41号・10年64号・90号・12年85号・139号・13年19号・16年15号・17年83号・153号・19年11号・20年10号・23年37号・28年４号・31年１号〕

（一般廃棄物処理施設設置許可申請書）

第２条　法第８条第２項の申請書は、第１号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設の許可証の交付）

第３条　知事は、法第８条第１項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第９条第１項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（第２号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設の許可証の再交付）

第４条　法第８条第１項又は法第９条第１項の規定により許可を受けた者が、許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物（産業廃

棄物）処理施設設置許可証再交付申請書（第３号様式）に許可証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

２　許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を知事に返還しなければならない。

全部改正〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則139号・31年１号〕

（一般廃棄物処理施設使用前検査申請書）

第５条　省令第４条の４第１項の申請書は、第４号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設使用前検査済証の交付）

第６条　所長は、法第８条の２第５項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設が法第８条第２項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、一般廃棄物処理施設使用前検査済証（第５号様式）を交付するものとする。

全部改正〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成10年規則64号・12年139号・17年83号・31年１号〕

（一般廃棄物処理施設定期検査申請書）

第６条の２　省令第４条の４の２の申請書は、第５号様式の２によるものとする。

追加〔平成23年規則37号〕

（一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書）

第６条の３　省令第４条の４の４の書面は、第５号様式の３によるものとする。

追加〔平成23年規則37号〕

（一般廃棄物処理施設の許可証の返還）

第７条　法第８条第１項又は法第９条第１項の規定により許可を受けた者は、許可を取り消されたとき又は施設を廃止したときは、直ちに許可証を知事（施設を廃止した場合にあつては、所長）に返還しなければならない。

全部改正〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則139号・17年83号・31年１号〕

（利害関係者からの意見書の記載事項）

第８条　法第８条第６項（法第９条第２項において準用する場合を含む。）又は法第15条第６項（法第15条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定により、生活環境保全上の見地から意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（２）　対象となる事業の名称

追加〔平成10年規則64号〕、一部改正〔平成12年規則85号・139号・16年15号・23年37号・31年１号〕

（特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書）

第９条　省令第４条の17の報告書は、第６号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設変更許可申請書）

第10条　省令第５条の３第１項の申請書は、第７号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書）

第11条　省令第５条の４の２第１項及び省令第５条の９の２第１項（省令第５条の10の12において準用する場合を含む。）の届出書は、第８号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成28年規則４号・31年１号〕

（一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書）

第12条　省令第５条の５第１項及び省令第５条の10第１項の届出書は、第９号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成31年規則１号〕

（一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書）

第13条　省令第５条の５の２第１項（省令第５条の５の４において準用する場合を含む。）及び省令第５条の10の２第１項の申請書は、第10号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成23年規則37号・31年１号〕

第13条の２　省令第５条の５の２の２第１項及び省令第５条の10の２の２第１項の申請書は、第10号様式の２によるものとする。

追加〔平成31年規則１号〕

（一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出）

第13条の３　省令第５条の５の３及び省令第５条の５の３の２第２項の届出書は、第10号様式の３によるものとする。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和３年５号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定申請書）

第13条の４　省令第５条の５の５第１項の申請書は、第10号様式の４によるものとする。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付）

第13条の５　知事は、法第９条の２の４第１項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定をしたときは、熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証（第10号様式の５）を交付するものとする。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る休廃止等届出書）

第13条の６　省令第５条の５の10第１項の届出書は、第10号様式の６によるものとする。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る報告書）

第13条の７　省令第５条の５の11第１項の報告書は、第10号様式の７によるものとする。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号〕

（市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第14条　法第９条の３第１項又は法第９条の３の３第１項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出は、第11号様式によらなければならない。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成28年規則４号・31年１号〕

（非常災害が発生した場合の市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書）

第14条の２　省令第５条の10の３の協議書は、第11号様式の２によるものとする。

追加〔平成28年規則４号〕

（市町村等の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書）

第15条　省令第５条の８第１項（省令第５条の10の10において準用する場合を含む。）の届出書は、第12号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成28年規則４号〕

（一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書）

第16条　省令第５条の11第１項の申請書は、第13号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可書の交付）

第17条　知事は、法第９条の５第１項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可書（第14号様式）を交付するものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（一般廃棄物処理施設に係る合併（分割）認可申請書）

第18条　省令第５条の12第１項の申請書は、第15号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成13年規則19号〕

（一般廃棄物処理施設に係る合併（分割）認可書の交付）

第19条　知事は、法第９条の６第１項の規定により合併又は分割の認可をしたときは、合併（分割）認可書（第16号様式）を交付するものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成13年規則19号〕

（一般廃棄物処理施設に係る相続届出書）

第20条　省令第６条第１項の届出書は、第17号様式によるものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（再生利用の指定の申請等）

第21条　省令第９条第２号又は省令第10条の３第２号の規定による指定（以下「再生利用指定」という。）を受けようとする者は、再生利用指定業指定申請書（第18号様式）により、知事に申請しなければならない。

２　知事は、再生利用指定をしたときは、再生利用指定業指定証（第19号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

３　前項の指定証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより当該指定証の再交付を受けようとする者は、再生利用指定業指定証再交付申請書（第20号様式）に指定証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

４　指定証の再交付を受けた者が紛失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を知事に返還しなければならない。

５　再生利用指定を受けた者（以下「再生利用指定業者」という。）が、その産業廃棄物の再生利用指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用指定業変更申請書（第21号様式）に指定証を添えて、知事に申請しなければならない。

６　再生利用指定業者は、再生利用指定の事業に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用指定業変更届（第22号様式）に指定証を添えて、知事に届け出なければならない。

（１）　住所

（２）　氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

（３）　事務所及び事業場の所在地

（４）　再生利用の目的

（５）　再生利用の方法

（６）　取引関係

７　再生利用指定業者が、その産業廃棄物の再生利用指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用指定業廃止届（第23号様式）に指定証を添えて、知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成４年規則40号・12年139号・31年１号〕

（産業廃棄物処理業等の許可証の再交付）

第22条　法第14条第１項若しくは第６項又は法第14条の４第１項若しくは第６項の規定により許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）が、許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとするときは、産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書（第24号様式）に許可証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

２　許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を知事に返還しなければならない。

一部改正〔平成４年規則40号・12年139号・16年15号・31年１号〕

（産業廃棄物処理業等の休業等の届出）

第23条　産業廃棄物処理業者等は、休業し、又は休業していた事業を再開しようとするときは、産業廃棄物処理業等休業（再開）届（第25号様式）により、知事（最終処分場を設置する産業廃棄物処分業者等以外の者にあつては、所長）に届け出なければならない。

一部改正〔平成４年規則40号・９年41号・12年139号・17年83号・31年１号〕

（産業廃棄物処理業等の許可証の返還）

第24条　産業廃棄物処理業者等は、許可を取り消されたとき又は事業を廃止したときは、直ちに許可証を知事（最終処分場における処分以外の事業を廃止した場合にあつては、所長）に返還し

なければならない。

一部改正〔平成４年規則40号・12年139号・31年１号〕

（産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出）

第24条の２　省令第10条の10の３、省令第10条の10の３の２第１項、省令第10条の24及び省令第10条の24の２第１項の届出書は、第25号様式の２によるものとする。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則37号・31年１号・令和３年５号〕

（産業廃棄物処理施設の許可証の再交付）

第25条　法第15条第１項又は法第15条の２の６第１項の規定により許可を受けた者が、許可証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可証再交付申請書に許可証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

２　許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を知事に返還しなければならない。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成10年規則64号・12年139号・16年15号・23年37号・31年１号〕

（産業廃棄物処理施設使用前検査済証の交付）

第26条　知事は、法第15条の２第５項（法第15条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定により、産業廃棄物処理施設が法第15条第２項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、産業廃棄物処理施設使用前検査済証（第26号様式）を交付するものとする。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成10年規則64号・12年139号・16年15号・17年83号・23年37号・31年１号〕

（産業廃棄物処理施設の許可証の返還）

第27条　法第15条第１項又は法第15条の２の６第１項の規定により許可を受けた者は、許可を取り消されたとき又は施設を廃止したときは、直ちに許可証を知事（産業廃棄物処分業者等が設置した最終処分場以外の施設を廃止したときは、所長）に返還しなければならない。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成９年規則41号・10年64号・12年139号・16年15号・17年83号・23年37号・31年１号〕

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書）

第27条の２　省令第12条の７の17第２項の届出書は、第26号様式の２によるものとする。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成23年規則37号〕

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例受理書）

第27条の３　省令第12条の７の17第４項の受理書は、第26号様式の３によるものとする。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成23年規則37号〕

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更（廃止）の届出）

第27条の４　省令第12条の７の17第５項の規定による産業廃棄物処理施設の種類若しくは当該施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は一般廃棄物の処理の事業の廃止に係る届出は、第26号様式の４によらなければならない。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成23年規則37号・31年１号〕

（産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出）

第27条の５　省令第12条の11の３及び省令第12条の11の３の２第１項の届出書は、第26号様式の５によるものとする。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔令和３年規則５号〕

（産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可書の交付）

第28条　知事は、法第15条の４において準用する法第９条の５第１項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可書を交付するものとする。

追加〔平成12年規則139号〕

（産業廃棄物処理施設に係る合併（分割）認可書の交付）

第29条　知事は、法第15条の４において準用する法第９条の６第１項の規定により合併又は分割の認可をしたときは、合併（分割）認可書を交付するものとする。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成13年規則19号〕

（届出台帳の調製等）

第30条　法第19条の12第１項の規定による最終処分場の台帳は、最終処分場届出台帳（第27号様式）により調製するものとする。

２　法第19条の12第３項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書（第28号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成10年規則64号・12年139号・13年19号・17年83号・31年１号〕

（廃棄物再生事業者の登録等）

第31条　法第20条の２第１項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書（第29号様式）により、知事に申請しなければならない。

２　政令第19条の規定による登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書（第30号様式）とする。

３　前項の登録証明書を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより登録証明書の再交付を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（第31号様式）に登録証明書を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

４　登録証明書の再交付を受けた者が紛失した登録証明書を発見したときは、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。

５　政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届（第32号様式）に登録証明書を添えて行わなければならない。

６　政令第21条の規定による休廃止の届出は、廃棄物再生事業者登録廃止（休止・再開）届（第33号様式）に登録証明書を添えて行わなければならない。

７　政令第22条の規定により登録を取り消された者は、直ちに当該登録証明書を知事に返還しなければならない。

全部改正〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成12年規則139号・13年19号・16年84号・23年37号・31年１号〕

（特定処理施設における事故の届出書）

第32条　法第21条の２第１項の届出書は、第34号様式によるものとする。

追加〔平成16年規則84号〕

（提出書類の部数）

第33条　法、政令、省令及びこの規則の規定により知事又は所長に提出する書類の部数は、１部とする。ただし、知事に提出する書類のうち、次に掲げる書類については２部とする。

（１）　法第８条第１項又は第９条第１項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又はこれに係る事項の変更の許可の申請に係る書類（政令第５条の２に定める施設に係るものに限る。）

（２）　法第14条第６項若しくは第７項又は法第14条の２第１項の規定による産業廃棄物処分業の許可若しくはその更新又は産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）

（３）　法第14条の２第３項において準用する法第７条の２第３項の規定による産業廃棄物の処分の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）

（４）　法第14条の２第３項において準用する法第７条の２第４項の規定による産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当した旨の届出に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）

（５）　法第14条の４第６項若しくは第７項又は法第14条の５第１項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可若しくはその更新又は特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）

(6)　法第14条の５第３項において準用する法第７条の２第３項の規定による特別管理産業廃棄物の処分の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）
(7)　法第14条の５第３項において準用する法第７条の２第４項の規定による特別管理産業廃棄物処分業者が欠格要件に該当した旨の届出に係る書類（最終処分場を設置する者に係るものに限る。）
(8)　法第15条第１項又は第15条の２の６第１項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可又はこれに係る事項の変更の許可の申請に係る書類（政令第７条の２に定める施設に係るものに限る。）
(9)　法第15条の２第５項（法第15条の２の６第２項において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(10)　法第15条の２の５第１項又は第２項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置の届出に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(11)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第３項の規定による産業廃棄物処理施設の軽微な変更等、廃止、休止又は再開の届出に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(12)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第４項の規定による産業廃棄物処理施設が最終処分場である場合における埋立処分の終了の届出に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(13)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第５項又は法第15条の３の２第２項の規定による産業廃棄物処理施設が最終処分場である場合における最終処分場の廃止の確認の申請に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(14)　法第15条の２の６第３項において準用する法第９条第６項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者が欠格要件に該当した旨の届出に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(15)　法第15条の４において準用する法第９条の５第１項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(16)　法第15条の４において準用する法第９条の６第１項の規定による産業廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(17)　法第15条の４において準用する法第９条の７第２項の規定による産業廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出に関する書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(18)　省令第12条の７の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場の状況等の報告に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(19)　省令第12条の７の17第５項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置の届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類の変更又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業の廃止の届出に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）
(20)　第22条第１項の規定による最終処分場を設置する者に係る産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の再交付の申請に係る書類
(21)　第23条の規定による最終処分場を設置する者に係る産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の休業又は再開の届出に係る書類
(22)　第25条第１項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可証の再交付の申請に係る書類（産業廃棄物処分業者等が設置する最終処分場に係るものに限る。）

一部改正〔昭和55年規則62号・60年69号・平成４年40号・９年41号・10年64号・90号・12年85号・139号・13年19号・16年15号・84号・17年83号・153号・23年37号・28年４号・31年１号〕

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年神奈川県規則第１号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3　この規則の施行の際、旧規則の規定によりなされた届出その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた届出その他の行為とみなす。

附　則（昭和55年４月１日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年３月31日規則第31号）

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年９月30日規則第69号）

1　この規則は、昭和60年10月１日から施行する。

2　この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則で定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成４年７月４日規則第40号）

（施行日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正）

2　神奈川県公害防止条例施行規則（昭和53年神奈川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（神奈川県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

3　神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成６年３月31日規則第109号）

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

3　改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則による証票等とみなす。

附　則（平成７年３月31日規則第58号）

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

2　この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成８年３月29日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定中「神奈川県横浜地区行政センター所長及び」を削る部分は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日規則第41号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年６月16日規則第64号）

1　この規則は、平成10年６月17日から施行する。

2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成10年11月27日規則第90号）

この規則は、平成10年12月１日から施行する。

附　則（平成11年３月30日規則第25号）
1　この規則は、平成11年４月１日から施行する。
2　この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
3　この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。
附　則（平成12年３月31日規則第85号）
この規則は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成12年９月29日規則第139号）
1　この規則は、平成12年10月１日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
3　改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定による証票等でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則による証票等とみなす。
附　則（平成13年３月27日規則第19号）
1　この規則は、平成13年４月１日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附　則（平成16年３月12日規則第15号）
1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附　則（平成16年10月26日規則第84号）
1　この規則は、平成16年10月27日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附　則（平成17年３月29日規則第83号）
1　この規則は、平成17年４月１日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附　則（平成17年10月28日規則第153号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成19年２月16日規則第11号）
この規則は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成20年３月31日規則第10号抄）
（施行期日）
1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。
附　則（平成20年７月25日規則第81号）
この規則は、平成20年12月１日から施行する。
附　則（平成23年３月31日規則第37号）
1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
附　則（平成24年６月12日規則第73号）
1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18号様式及び第21号様式の改正規定は、平成24年７月９日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成28年２月５日規則第４号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成31年１月18日規則第１号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和元年６月25日規則第15号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和３年１月19日規則第５号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和３年９月24日規則第78号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第１号様式（第２条関係）（第１面）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の設置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">着工予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用開始予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※許可年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の処理能力</td><td>m³／日（　　）時間
t／日（　　）時間
m³／時間
t／時間
埋立地の面積　　m²
埋立容量　　m³</td></tr>
<tr><td rowspan="7">△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

（第２面）

<table>
<tr><td rowspan="3">△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法
（ごみ処理施設の場合）</td><td>区　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚泥等の処分方法
（し尿処理施設の場合）</td><td>区　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

（第３面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

（第４面）

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　合	住　所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　名	生年月日 役職名・呼称	住　所

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。

３　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。

４　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。

（１）　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（２）　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

５　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

６　「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

７　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第３項及び同法施行規則第３条第５項に規定する書類及び図面を添付してください。

全部改正〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成16年規則15号・24年73号・令和元年15号・３年５号〕

第２号様式（第３条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項（第９条第１項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証明します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　印

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1　施設の設置（変更）にあつては、各種関連法規を遵守してください。 2　計画内容等に変更があつた場合は速やかに連絡し、指示を受けてください。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けてください。		

全部改正〔平成12年規則139号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第３号様式（第４条、第25条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可証再交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第４条第１項（第25条第１項）の規定により、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
施設の種類及び処理する廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
紛失、損傷又は汚損の年月日	年　　月　　日		
再交付申請の理由			

備考　損傷又は汚損の場合は、許可証を添付してください。

全部改正〔平成12年規則139号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第４号様式（第５条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の一般廃棄物処理施設がしゅん工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第５項（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
設置場所			
しゅん工の年月日	年　　月　　日		
使用開始予定年月日	年　　月　　日		
受付欄			

備考　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の４第２項に規定する図面等を添付してください。

全部改正〔平成12年規則139号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第５号様式（第６条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

一般廃棄物処理施設使用前検査済証

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第５項（第９条第２項において準用する同法第８条の２第５項）の規定により、一般廃棄物処理施設について、同法第８条第２項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを証明します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　印

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			

全部改正〔平成12年規則139号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第５号様式の２（第６条の２関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年　　月　　日
許可番号	
※事務処理欄	

備考　※の欄は記入しないでください。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第５号様式の３（第６条の３関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

住　　所
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年　　月　　日
許可番号	
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　　月　　日

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第６号様式（第９条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（　　年度）

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
設置場所			
埋立処分開始年月	年　　月		
埋立処分終了予定年月	年　　月		
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日			
埋立処分を開始してから前年度の３月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量			
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容			
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要			
※事務処理欄			

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第１条第２項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第１条第３号ロの規定により測定したものを記載してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号〕

W第７号様式（第10条関係）（第１面）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日		年　月　日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m^3／日（　　）時間 t　／日（　　）時間 m^3／時間 t　／時間 埋立地の面積　m^2 埋立容量　m^3	m^3／日（　　）時間 t　／日（　　）時間 m^3／時間 t　／時間 埋立地の面積　m^2 埋立容量　m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　月　日	
使用開始予定年月日		年　月　日	
※許可年月日		年　月　日	
※許可番号			
※事務処理欄			

（第２面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

（第３面）

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	住所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	住所

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。
３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。
（１）　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
（２）　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
（３）　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
（４）　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第６条第２項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
（５）　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
４　△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
５　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
６　「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
７　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第３項及び同法施行規則第５条の３第３項に規定する書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成16年規則15号・24年73号・令和元年15号・３年５号〕

第８号様式（第11条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長殿

住　　所

氏　　名（法人又は市町村にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第３項（同法第９条の３第11項又は第９条の３の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日			許　可（届　出） 年　月　日　第　　号
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人又は市町村にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４（第５条の９において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更（第５条の４第６号関係を除く）		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４第６号に掲げる事項		
	（ふりがな） 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	住　　所
廃止若しくは休止又は再開の理由			（廃止・休止・再開の別）
廃止若しくは休止又は再開の年月日			年　月　日
※事務処理欄			

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
３　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４第６号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
４　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
５　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の４の２第２項に規定する書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成17年規則83号・23年37号・28年４号・令和元年15号〕

W第９号様式（第12条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年　　月　　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長殿

住　　所
氏　　名（法人又は市町村にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第４項（同法第９条の３第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住　　所 氏　　名 電話番号
設　置　場　所	
許可年月日及び許可番号又は届出年月日	許　可（届出） 年　　月　　日　　第　　号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積　　埋立ての深さ　　覆土の厚さ ㎡　　m　　m
※事務処理欄	

（裏）

埋立処分の方法			
埋立処分開始年　月　日	年　月　日		
埋立処分終了年　月　日	年　月　日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種　類	数　量（m^3）	性　状

備考　1　※の欄は記入しないでください。

2　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５第２項に規定する書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成17年規則83号・23年37号・令和元年15号〕

第10号様式（第13条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準不適合
水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの以外用）

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人又は市町村にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項（同法第９条の３第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所		
許可年月日及び許可番号又は届出年月日	許可（届出） 年　月　日第　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種類	数量（㎥）
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 ㎡	埋立ての深さ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年　月　日	
埋立処分終了年月日	年　月　日	

（裏）

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	

備考　1　※の欄は記入しないでください。
2　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第１条第２項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。
3　保有水等とは、基準省令第１条第３項第６号の規定により集められた保有水等をいいます。
4　覆いとは、基準省令第１条第２項第17号の規定による覆いをいいます。
5　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の２第２項に掲げる書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成23年規則37号・31年１号・令和元年15号〕

第10号様式の２（第13条の２関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるもの用）

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人又は市町村にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第５項（同法第９条の３第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所	
許可年月日及び許可番号又は届出年月日	許可（届出） 年　月　日第　号
埋め立てた水銀処理物の数量	m^3
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積　m^2　埋立ての深さ　m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年　月　日
埋立処分終了年月日	年　月　日

（裏）

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※　事務処理欄	

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第１条第２項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。

３　覆いとは、基準省令第１条の２第２項第４号の規定による覆いをいいます。

４　講じた措置とは、基準省令第１条の２第３項第３号の規定により講じた措置をいいます。

５　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の２第２項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる書類及び図面並びに基準不適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面を添付してください。

追加〔平成31年規則１号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第10号様式の３（第13条の３関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第６項（第７項）の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年　　月　　日
許可番号	
該当するに至った欠格要件	
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年　　月　　日

備考　１　該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はヂに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入してください。

２　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条第７項の規定による届出にあつては、「該当するに至った欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至った年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号・３年５号〕

第10号様式の４（第13条の４関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置場所		
※認定年月日		年　　月　　日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可年月日		年　　月　　日
許可番号		
※事務処理欄		

（裏）

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入してください。

３　設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載してください。

４　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。また、次の図面等を含めてください。

（１）　設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付してください。

（２）　設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載してください。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載してください。

５　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入してください。

６　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。

７　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第２項各号に掲げる書類及び図面を添付してください。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号〕

第10号様式の５（第13条の５関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証

住　　所
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

年　　月　　日

神奈川県知事　印

認定年月日	年　　月　　日
認定の有効期限	年　　月　　日
認定番号	
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	％
留意事項	１　毎年６月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出してください。 ２　熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出てください。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号〕

第10号様式の６（第13条の６関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書

年　　月　　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長殿

住　　所
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条の５の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定年月日		年　　月　　日
認定番号		
熱回収を行わなくなつたとき	理由	
	年月日	年　　月　　日
廃止、休止又は再開したとき	理由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年　　月　　日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年　　月　　日
※事務処理欄		

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
３　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の10第２項各号に掲げる書類及び図面を添付してください。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号〕

第10号様式の７（第13条の７関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書

年　　月　　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長殿

住　　所
氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者者の氏名）
電話番号

熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設における熱回収について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の11の規定により、関係書類を添えて報告します。

認　　定　　年　　月　　日	年　　月　　日
認　　定　　番　　号	
年４月１日から　　年３月31日までの年間の熱回収率	%

備考　１　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載してください。
２　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の11第２項に規定する書類を添付してください。

追加〔平成23年規則37号〕、一部改正〔平成31年規則１号・令和元年15号〕

第11号様式（第14条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

代表者の氏名

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第１項（第９条の３の３第１項）の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の設置場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">着工予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用開始予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の処理能力</td><td>m^3／日（　　）時間
t／日（　　）時間
m^3／時間
t／時間
埋立地の面積　　m^2
埋立容量　　m^3</td></tr>
<tr><td rowspan="6">△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="3">△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法
（ごみ処理施設の場合）</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚泥等の処分方法
（し尿処理施設の場合）</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設又は非常災害に係るごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。

３　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。

４　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。

（１）　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（２）　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

５　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

６　当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の６第２項に規定する書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成28年規則４号・令和元年15号〕

W第11号様式の２（第14条の２関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の協議書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

代表者の氏名

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３の２第１項の規定により、次のとおり協議します。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の処理能力</td><td>m^3／日（　　）時間
t／日（　　）時間
m^3／時間
t／時間
埋立地の面積　　m^2
埋立容量　　m^3</td></tr>
<tr><td rowspan="7">△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

（裏）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
※同　　意　　年　　月　　日		年　　月　　日

備考　1　※の欄は記入しないでください。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入してください。

4　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

追加〔平成28年規則４号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第12号様式（第15条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設変更届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

代表者の氏名

電 話 番 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の３第８項（同法第９条の３の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の設置場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">変更の内容</td><td>一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物処理施設の処理能力</td><td>変更後</td><td>変更前</td></tr>
<tr><td>m³／日（　）時間
t／日（　）時間
m³／時間
t／時間
埋立地の面積　㎡
埋立容量　m³</td><td>m³／日（　）時間
t／日（　）時間
m³／時間
t／時間
埋立地の面積　㎡
埋立容量　m³</td></tr>
<tr><td>△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">着工予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

（裏）

※事　　務　　処　　理　　欄	

備考　１　※の欄は記入しないでください。

２　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、非常災害に係るごみ処理施設、非常災害に係るし尿処理施設又は非常災害に係る最終処分場の別を記入してください。さらに、ごみ処理施設又は非常災害に係るごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きしてください。

３　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含めてください。

（１）　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（２）　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

（３）　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

（４）　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第６条第２項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

（５）　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第１条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

４　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

５　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。

６　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の８第２項に規定する書類及び図面を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成23年規則37号・28年４号・令和元年15号〕

第13号様式（第16条関係）（第１面）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の５第１項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け（借受け）の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所			
一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日	年　月　日	許可番号	
※ 譲受け等の許可年月日	年　月　日		
※ 譲受け等の許可番号			
※ 事務処理欄			

（第２面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

（第３面）

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	住所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	住所

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の11第２項に規定する書類を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成16年規則15号・24年73号・令和元年15号・３年５号〕

第14号様式（第17条、第28条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可書

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付けで申請のありました一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設の譲受け（借受け）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の５第１項（第15条の４において準用する同法第９条の５第１項）の規定により許可します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　㊞

設置場所			
施設の種類			
許可年月日	年　　月　　日	許可番号	

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第15号様式（第18条関係）（第１面）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

合併（分割）認可申請書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

名　　称
住　　所
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の６第１項の規定により、合併（分割）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置場所			
② 一般廃棄物処理施設の種類			
③ 許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
④ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）の名称及び住所並びに代表者の氏名			
⑤ 合併（分割）の方法及び条件			
⑥ 合併（分割）の理由			
⑦ 合併（分割）の時期			
※認可年月日	年　　月　　日		
※認可番号			
※事務処理欄			

（第２面）

⑧申請者

（ふりがな） 名称	住所

⑨役員

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	住所

⑩発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	住所

（第3 面）

⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

⑫合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、役員となる者

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

（第４面）

⑬合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額	

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　合	住　所

⑭合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人となる者

（ふりがな） 氏　名	生年月日 役職名・呼称	住　所

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　申請者は、合併（分割）の当事者の連名としてください。
３　⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の12第２項に規定する書類を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成13年規則19号・16年15号・令和元年15号・３年５号〕

第16号様式（第19条、第29条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

合　併　（　分　割　）　認　可　書

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで申請のありました合併（分割）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の６第１項（第15条の４において準用する同法第９条の６第１項）の規定により認可します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　㊞

設　置　場　所			
施　設　の　種　類			
許　可　年　月　日	年　　月　　日	許可番号	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）を承継する法人）の名称及び住所並びに代表者の氏名			

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成13年規則19号・16年15号・令和元年15号〕

第17号様式（第20条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

相　続　届　出　書

年　月　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長殿

住　所

氏　名

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者等の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄			
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏　名 住　所		
一般廃棄物処理施設の設置場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日 （届出年月日）	年　月　日	許可番号	
相続の開始の日	年　月　日		
※事務処理欄			

（裏）

相続人

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号ﾘに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役職名・呼称	住　　所

※手数料欄

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　「許可番号」の欄は、届出をした者の地位を相続により承継した場合は、記載不要です。
３　「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条の７に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
４　この届出書は、相続の日から30日以内に提出してください。
５　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第６条第２項に規定する書類を添付してください。

追加〔平成12年規則139号〕、一部改正〔平成16年規則15号・17年83号・24年73号・28年４号・令和元年15号・３年５号〕

第18号様式（第21条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再生利用指定業指定申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第１項の規定により、産業廃棄物の再生利用指定業の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
事務所及び事業場の所在地			
再生利用の目的			
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の数量、設置場所、能力及び種類		
	再生利用の用に供する施設の再生利用の方式、構造及び設備の概要		
取引関係	排出者の氏名又は名称及び住所		
	再生活用業者の氏名又は名称及び住所		
	再生輸送業者の氏名又は名称及び住所		
	再生活用により得られる有用物の利用方法		
事業開始予定年月日		年　月　日	
担当者名		連絡先	電話

（裏）

添付書類

1　事業計画の概要を記載した書類

2　取引関係を記載した書類

3　生活環境保全上の対策を記載した書類

4　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

5　再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

6　再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類

7　申請者が法人である場合には、その法人の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書

8　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

備考　1　再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいいます。

2　再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいいます。

全部改正〔平成６年規則109号〕、一部改正〔平成12年規則139号・17年83号・20年81号・24年73号・令和元年15号〕

第19号様式（第21条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再 生 利 用 指 定 業 指 定 証

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第９条第２号又は第10条の３第２号の規定により、次のとおり再生利用指定業の指定を受けた者であることを証明します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　印

1　指 定 年 月 日

2　指　定　番　号

3　事 業 の 範 囲

（1）　再生活用及び再生輸送の別

（2）　取り扱う産業廃棄物の種類

4　再生利用の方法

5　取　引　関　係

（裏）

変　更　指　定　事　項		
変更の指定年月日及び指定番号	変　更　事　項	神　奈　川　県　知　事　印

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・11年25号・12年139号・令和元年15号〕

第20号様式（第21条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再生利用指定業指定証再交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第３項の規定により、産業廃棄物の再生利用指定業指定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指定年月日		年　　月　　日
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		

備考　１　再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいいます。

２　再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいいます。

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・12年139号・令和元年15号〕

第21号様式（第21条関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再生利用指定業変更申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第５項の規定により、産業廃棄物の再生利用指定業の事業の範囲を変更したいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">指　定　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">指　定　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更の内容</td><td rowspan="2">再生活用及び再生輸送の別</td><td>変更前</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取り扱う産業廃棄物の種類</td><td>変更前</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">変　更　の　理　由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">変　更　予　定　年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">担　当　者　名</td><td></td><td>連絡先</td><td>電　話</td></tr>
</table>

（裏）

添付書類

1　事業計画の概要を記載した書類

2　取引関係を記載した書類

3　生活環境保全上の対策を記載した書類

4　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

5　再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

6　再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類

7　申請者が法人である場合には、その法人の定款又はこれに準ずる書類及び登記事項証明書

8　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

備考　1　再生活用とは、産業廃棄物の再生利用を自ら行うために当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことをいいます。

2　再生輸送とは、再生利用を行う者のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいいます。

全部改正〔平成６年規則109号〕、一部改正〔平成12年規則139号・17年83号・20年81号・24年73号・令和元年15号〕

第22号様式（第21条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再生利用指定業変更届

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第６項の規定により、産業廃棄物の再生利用指定業に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

指定年月日		年　　月　　日	
指定番号			
変更年月日		年　　月　　日	
変更事項		変更前	変更後
	住所		
	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
	事務所及び事業場の所在地		
	再生利用の目的		
	再生利用の方法		
	取引関係		

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・12年139号・令和元年15号〕

第23号様式（第21条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

再生利用指定業廃止届

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第21条第７項の規定により、産業廃棄物の再生利用指定業の全部／一部の廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

指定年月日	年　　月　　日
指定番号	
全部／一部の廃止年月日	年　　月　　日
廃止した事業の範囲	

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・12年139号・令和元年15号〕

第24号様式（第22条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

産業廃棄物処理業等許可証再交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条第１項の規定により、産業廃棄物処理業等許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の種類		許可の区分	
許可年月日	年　月　日	許可番号	
事業の種類			
取り扱う産業廃棄物の種類			
紛失、損傷又は汚損の年月日	年　月　日		
再交付申請の理由			

備考　１　許可の種類は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業のいずれかを記入してください。

２　許可の区分は、新規許可、変更許可又は更新許可のいずれかを記入してください。

３　損傷又は汚損の場合は、許可証を添付してください。

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・12年139号・令和元年15号〕

第25号様式（第23条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

産業廃棄物処理業等休業（再開）届

年　　月　　日

神　　奈　　川　　県　　知　　事
殿

（神奈川県　　地域県政総合センター所長）

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第23条の規定により、産業廃棄物処理業等を休業（再開）したいので、届け出ます。

許　可　の　種　類		許可の区分	
許　可　年　月　日	年　　月　　日	許可番号	
取り扱う産業廃棄物の種類			
休業（再開）する事業の内容			
休業（再開）の予定年月日	年　　月　　日		
休　業　の　期　間			
休　業（再　開）の　理　由			

備考　1　許可の種類は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業のいずれかを記入してください。

2　許可の区分は、新規許可、変更許可又は更新許可のいずれかを記入してください。

一部改正〔平成４年規則40号・６年109号・12年139号・17年83号・令和元年15号〕

第25号様式の２（第24条の２関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の２第３項において準用する同法第７条の２第４項（第５項）（第14条の５第３項において準用する同法第７条の２第４項（第５項））の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日	年　　月　　日
許可番号	
該当するに至つた欠格要件	
欠格要件に該当するに至つた具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	年　　月　　日

備考　１　該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イ（同法第７条第５項第４号イ又はヂに係るものを除く。）又は第14条第５項第２号ハからホまで（同法第７条第５項第４号イ若しくはヂ又は第14条第５項第２号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入してください。

２　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の２第３項において準用する同法第７条の２第５項（第14条の５第３項において準用する同法第７条の２第５項）の規定による届出にあつては、「該当するに至つた欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至つた年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔令和元年規則15号・３年５号〕

第26号様式（第26条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

産業廃棄物処理施設使用前検査済証

住　所

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２第５項（第15条の２の６第２項において準用する同法第15条の２第５項）の規定により、産業廃棄物処理施設について、同法第15条第２項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを証明します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　印

許可年月日	年　　月　　日	許可番号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・10年64号・11年25号・12年139号・16年15号・23年37号・令和元年15号〕

第26号様式の２（第27条の２関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設
の特例設置届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　所

氏　名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２の５第１項の規定により、関係書類を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）		m^3／日（　）時間 t／日（　）時間 m^3／時間 t／時間 埋立地の面積　m^2 埋立容量　m^3
産業廃棄物処理施設の許可	許可の年月日	年　月　日
	許可番号	
	産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
	許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		
△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）		
※事務処理欄		

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　産業廃棄物処理施設の種類には、破砕施設、焼却施設、溶融施設、分解施設、洗浄施設、分離施設、最終処分場等の別を記入してください。
３　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の７の17第３項に規定する書類を添付してください。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成23年規則37号・28年４号・令和元年15号・３年78号〕

第26号様式の３（第27条の３関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長）

第　　号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設
の特例設置届出受理書

住　所

氏　名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２の５第１項の規定による届出を受理しました。

年　　月　　日

神奈川県知事印

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設の許可	許可の年月日	
	許可番号	
	産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
	許可に付された条件	
△非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域（非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理する場合）		
※事務処理欄		

備考　処理する一般廃棄物の種類には、当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては石綿含有一般廃棄物を処理する旨を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の７の16第１項第５号の２又は第６号に掲げる最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては水銀処理物を処理する旨を記載します。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成23年規則37号・28年４号・令和元年15号・３年78号〕

第26号様式の４（第27条の４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設
の特例設置変更（廃止）届出書

年　　月　　日

神　　奈　　川　　県　　知　　事殿
（神奈川県　　地域県政総合センター所長）

住　所

氏　名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の７の17第５項の規定により、受理書を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出の変更（廃止）について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出年月日	年　　月　　日
変更（廃止）の内容	
変更（廃止）の理由	
変更（廃止）年月日	年　　月　　日
※事務処理欄	

備考　１　※の欄は記入しないでください。
２　記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
３　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の７の17第４項の規定により交付された受理書を添付してください。

追加〔平成16年規則15号〕、一部改正〔平成17年規則83号・23年37号・28年４号・31年１号・令和元年15号〕

第26号様式の５（第27条の５関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所

氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２の６第３項において準用する同法第９条第６項（第７項）の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可年月日	年　　月　　日
許可番号	
該当するに至つた欠格要件	
欠格要件に該当するに至つた具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	年　　月　　日

備考　１　該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イ（同法第７条第５項第４号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第５項第２号ハからホまで（同法第７条第５項第４号イ若しくはチ又は第14条第５項第２号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入してください。

２　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の２の６第３項において準用する同法第９条第７項の規定による届出にあつては、「該当するに至つた欠格要件」の欄から「欠格要件に該当するに至つた年月日」の欄までの各欄の記入は不要です。

追加〔平成17年規則153号〕、一部改正〔平成23年規則37号・令和元年15号・３年５号〕

第27号様式（第30条関係）（第１面）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

最終処分場届出台帳

設置者	氏名又は名称 （法人にあつては代表者の氏名）			
	住所			
管理予定者	氏名			
	住所			
	連絡先	電話		
許可年月日 （届出年月日）		年　月　日	許可番号 （届出受理番号）	
設置場所				
最終処分場の種類				
埋立地	面積			
	埋立ての深さ			
	覆土の厚さ			
埋立て処分の方法				
埋立て処分開始年月日		年　月　日		
埋立て処分終了年月日		年　月　日		
添付図面		1　埋立て終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2　当該施設の周辺の地図		

（第２面）

埋　め　立　て　た　廃　棄　物　の　種　類	埋め立てた廃棄物の量（m^3）

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・12年139号・令和元年15号〕

第28号様式（第30条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

最終処分場届出台帳閲覧請求書

年　　月　　日

神奈川県　　地域県政総合センター所長　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第３項の規定により、最終処分場の台帳を閲覧したいので、次のとおり請求します。

最終処分場の設置者	
最終処分場の設置場所	
最終処分場の種類	
関係人としての内容及び閲覧請求の理由	

備考　最終処分場の種類は、産業廃棄物最終処理場に係る閲覧請求の場合に記入してください。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・７年58号・10年64号・12年139号・13年19号・17年83号・31年１号・令和元年15号〕

第29号様式（第31条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

廃棄物再生事業者登録申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	
再生に係る事業の内容	１　古紙　２　金属くず　３　空き瓶　４　古繊維 ５　その他（具体的に　　）
施設の種類及び数量	
施設の構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料	

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・12年139号・令和元年15号〕

第30号様式（第31条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

神奈川県指令　第　　号

廃棄物再生事業者登録証明書

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の２第１項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

年　　月　　日

神奈川県知事　　印

登録年月日	年　　月　　日	登録番号	
事業場の所在地			
再生に係る事業の内容			

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・11年25号・12年139号・令和元年15号〕

第31号様式（第31条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第31条第３項の規定により、廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

登録年月日	年　　月　　日	登録番号	
事業場の所在地			
事業の内容			
紛失、損傷又は汚損の年月日	年　　月　　日		
再交付申請の理由			

備考　損傷又は汚損の場合は、登録証明書を添付してください。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・12年139号・令和元年15号〕

第32号様式（第31条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

廃棄物再生事業者登録変更届

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので、届け出ます。

登録年月日	年　月　日	登録番号	
事業場の所在地			
変更内容	変更前	変更後	
変更理由			
変更年月日	年　月　日		

備考　登録証明書を添付してください。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・12年139号・13年19号・16年84号・令和元年15号〕

第33号様式（第31条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届

年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業場を廃止（休止・再開）したので、届け出ます。

登録年月日	年　　月　　日	登録番号	
事業場の所在地			
廃止若しくは休止又は再開の理由			
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年　　月　　日		

備考　廃棄物再生事業場の廃止の場合は、登録証明書を添付してください。

追加〔平成４年規則40号〕、一部改正〔平成６年規則109号・12年139号・13年19号・16年84号・令和元年15号〕

第34号様式（第32条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

特定処理施設における事故の届出書

年　　月　　日

神奈川県知事殿

住　　所
氏　　名（法人又は市町村にあつては、名称及び代表者の氏名）
電　　話

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の２第１項の規定により、特定処理施設における事故の状況及び講じた措置の概要について届け出ます。

特定処理施設の設置場所	
特定処理施設の種類	
事故の状況の概要	
講じた措置の概要	

追加〔平成16年規則84号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕